

○高島市空き家紹介システム要綱

平成23年4月25日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、高島市内の空き家を有効活用し、高島市への定住を促進し地域の活性化を図るとともに、地域の環境保全を図ることを目的とする高島市空き家紹介システム(以下「空き家紹介システム」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的に取得および所有し、現に何人も居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)高島市内の建物をいう。
- (2) 所有者 空き家の所有者で、当該物件の所有権または貸借に係る一切の権利を有する者をいう。
- (3) 空き家紹介システム 空き家の売却または貸借を希望する所有者から空き家に関する情報を取得し、登録することにより、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し情報を提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家紹介システムによらない空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録等)

第4条 空き家紹介システムに空き家に関する情報を登録しようとする所有者は、高島市空き家紹介システム物件登録申込書(様式第1号)および高島市空き家紹介システム物件登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適当であると認めるときは、高島市空き家紹介システム物件登録台帳(様式第3号。以下「空き家台帳」という。)にその内容を登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1号の空き家の条件を満たしていないもの
- (2) 第2条第2号の条件を満たしていない者からの申込みによるもの
- (3) その他市長が空き家紹介システムへの登録が適当でないとして認めたもの

3 市長は、特に必要があると認めるときは、申込みがあった情報を補正して登録すること

ができる。

- 4 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、高島市空き家紹介システム物件登録完了書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。
- 5 市長は、未登録の空き家で、空き家紹介システムへの登録が適当と認めるものは、当該所有者に対して登録を勧めることができる。

(登録事項の変更または取消しの報告)

第5条 前条第4項の登録完了書を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更があったときは、市長にその内容を速やかに報告しなければならない。

- 2 登録者は、空き家台帳に登録されている情報(以下「登録情報」という。)の取り消しを希望するときは、市長に速やかに申し出なければならない。

(空き家台帳の登録抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録情報を抹消するものとする。

- (1) 第16条第3項の届出があったとき。
  - (2) 登録者から、前条第2項の規定による申し出があったとき。
  - (3) 空き家の登録に関して不正や偽りなどが判明したとき。
  - (4) 空き家紹介システムに空き家が登録された日から2年が経過したとき。ただし、改めて登録の申し出を受けた場合はこの限りでない。
  - (5) 登録者が死亡したとき、または登録者の意思が確認できなくなったとき。
  - (6) その他市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項第1号から第6号により登録を抹消したときは、高島市空き家紹介システム物件登録抹消通知書(様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。

(利用の申請要件)

第7条 空き家を利用する目的で空き家紹介システムの登録情報を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、その利用において、地域の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者とする。

(利用者の登録申込み)

第8条 利用者は、高島市空き家紹介システム情報利用申込書(様式第6号)および誓約書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の利用申込書が提出されたときは、その内容等を確認し、第7条の要件を満たしていると認めたときは、高島市空き家紹介システム情報利用者登録台帳(様式第8号。以下「利用者台帳」という。)に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、高島市空き家紹介システム情報利用登録完了書(様式第9号)により当該利用者に通知するものとする。

(登録事項の変更または取消しの報告)

第9条 利用者は、登録した事項に変更があったときは、市長にその内容を速やかに申し出なければならない。

2 利用者は、利用者台帳の登録を取り消すときは、市長に速やかに申し出なければならない。

(利用者台帳の登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の当該利用者に関する登録を抹消するものとする。

(1) 前条第2項の申し出があったとき。

(2) 第7条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(3) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。

(4) 申込み内容に虚偽があったとき。

(5) 利用者台帳への登録から2年を経過したとき。ただし、改めて利用者登録の申し出を受けた場合はこの限りでない。

(6) その他市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定(第1号を除く。)により、利用者台帳の登録を抹消したときは、高島市空き家紹介システム情報利用登録抹消通知書(様式第10号)により当該利用者に通知するものとする。

(協力事業者)

第11条 市長は、空き家紹介システムを適正に運用するため、第13条の要件を満たす宅地建物取引業者および高島市人材誘致検討協議会に協力を求めることができる。

(協力事業者の役割)

第12条 前条の協力事業者は、次の役割を担うものとする。

(1) 空き家紹介システムに登録しようとする空き家等の調査

(2) 登録者および利用者への情報提供

(媒介業者の登録申込等)

第13条 空き家紹介システムに登録された空き家を媒介しようとする者(以下「媒介業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとし、空き家の売買または貸借の別に、

市長に協力事業者の登録を申し込むものとする。

- (1) 国土交通大臣または滋賀県知事から宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)に基づく免許を受けた者
- (2) 高島市に本社または支店もしくは営業所等があるもの
- (3) 貸借物件を取り扱う協力事業者の登録においては、登録申込日を基準として5年以内に媒介契約の実績が1件以上あるもの

2 媒介業者は、高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録申込書(様式第11号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地建物取引免許証の写し
- (2) 法人にあつては商業登記簿謄本の写し、個人にあつては代表者身分証明書の写しまたは住民票の写し
- (3) 納税証明書
- (4) 営業実績書

3 市長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容等を確認し、適当であると認めるときは、高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録台帳(様式第12号。以下「媒介業者台帳」という。)に登録し、当該媒介業者に対して高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録完了書(様式第13号)により通知するものとする。

(媒介業者登録に係る登録事項の変更または取消し)

第14条 媒介業者は、前条第3項の登録事項に変更があつたときは、市長にその内容を速やかに申し出なければならない。

2 媒介業者は、媒介業者台帳の登録の取り消しを希望するときは、市長の承諾を得なければならない。

(媒介業者台帳の登録の抹消)

第15条 市長は、前条第2項により承諾した場合は、媒介業者台帳の当該媒介業者の登録を抹消するとともに、高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録抹消通知書(様式第14号)により当該媒介業者に通知するものとする。

(登録者および利用者ならびに媒介業者の交渉等)

第16条 市長は、登録者および利用者ならびに媒介業者の空き家の売買または貸借に関する交渉および契約行為(以下「交渉等」という。)に関しては、直接これに関与しないものとし、交渉等に関する一切の係争等については、当該交渉等にかかる当事者間で解決するものとする。

2 交渉等においては、媒介業者を介して法に基づき行わなければならない。この場合において、媒介業者が受け取ることができる媒介に係る報酬の額については、法第46条第1項等の規定によるものとする。

3 空き家に関する売買または貸借の契約が成立したときは、高島市空き家紹介システム物件契約成立届書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(情報の提供)

第17条 市長は、必要に応じて登録者および利用者ならびに媒介業者に対して空き家台帳および利用者台帳の登録情報を提供するものとする。この場合において、提供する登録情報は、あらかじめこの告示に定める各登録の際に登録を申し出た者が開示することについて承諾した情報の範囲内とする。

(個人情報の保護)

第18条 空き家紹介システムにおける個人情報保護の取り扱いは、前条に定めるもののほか、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

高島市空き家紹介システム物件登録申込書

高島市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

高島市空き家紹介システム要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第2項第1号から第3号までの何れにも抵触しないことを確約し、次に掲げる全ての事項に同意した上で、次の物件を高島市空き家紹介システムへの登録を申し込みます。

取引物件の区分        売買 ・ 貸借       

- 1 物件の交渉および契約行為に関わる手続きについて、本要綱に定める協力事業者の登録がされた宅地建物取引業者へ媒介を依頼します。
- 2 登録内容の変更や登録を取り消すときは、速やかに報告します。  
変更報告申請年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
登録抹消申請年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 注意事項について承諾します。

■注意事項

- |   |
|---|
| <p>(1) 高島市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、空き家紹介システムに空き家を登録した者と当該空き家の利用を希望する者の間で行う空き家の売買または貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介は行いません。こうした媒介は、高島市空き家紹介システム要綱に基づいて協力業者の登録がある宅地建物取引業者が行います。なお、媒介に係る媒介業者が受け取る報酬については、宅地建物取引業法第46条第1項等の規定に基づく額の範囲となります。</p> <p>(1) 高島市空き家紹介システム物件登録カードに記載された情報は、協力事業者および空き家の情報を求める者に開示するほかは、他の目的には使用しません。</p> |
|---|

高島市空き家紹介システム物件登録カード		登録番号	
物件所在地	高島市		
登録申込者	住所	(〒 ー )	
	氏名	E-mail	
	電話番号	携帯電話	
契約物件	<input type="checkbox"/> 賃貸	希望賃料 <input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷金等 <input type="checkbox"/> 希望賃料月額 月分または ペットの飼育 <input type="checkbox"/> 可(室内・室外) <input type="checkbox"/> 不可 円	
	<input type="checkbox"/> 売却	希望価格 円	
物件の概要	形体	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他	
	建築年月	年 月(築 年)	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造( 階建) <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造( 階建) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造( 階建) <input type="checkbox"/> その他( )	
	面積	敷地面積 m <sup>2</sup> ・坪 延床面積 m <sup>2</sup> ・坪	
	間取り	1階 <input type="checkbox"/> 居間( 畳) <input type="checkbox"/> 台所( 畳) <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 和室( 畳)( 畳) 洋室( 畳)( 畳) 2階 <input type="checkbox"/> 和室( 畳)( 畳) <input type="checkbox"/> 洋室( 畳)( 畳) <input type="checkbox"/> その他( )	
	利用状況	<input type="checkbox"/> 放置(空き家になった時期 年 月) <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他( )	
	補修の要否	<input type="checkbox"/> いつでも住める <input type="checkbox"/> 多少の補修が必要(補修内容 ) <input type="checkbox"/> 大規模な補修が必要(補修内容 )	
	補修費負担区分	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他( )	
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> 引き込み必要 <input type="checkbox"/> その他( )	
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> なし	
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> なし	
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> なし	
	風呂	<input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> なし	
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗(洋式・和式) <input type="checkbox"/> 汲取り(洋式・和式) <input type="checkbox"/> なし	
	電話	<input type="checkbox"/> NTT <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 引き込み必要	
	インターネット環境	<input type="checkbox"/> 光 <input type="checkbox"/> DSL <input type="checkbox"/> ISDN <input type="checkbox"/> なし	
付帯物件	車庫・駐車場	<input type="checkbox"/> 有( 台駐車可能、 m <sup>2</sup> ・坪) <input type="checkbox"/> なし	
	庭	<input type="checkbox"/> 有( m <sup>2</sup> ・坪) <input type="checkbox"/> なし	
	倉庫・物置	<input type="checkbox"/> 有( m <sup>2</sup> ・坪) <input type="checkbox"/> なし	
	その他		
接道状況	<input type="checkbox"/> 車乗入れ可(道路幅員 . m) <input type="checkbox"/> 車乗入れ付加		
主要施設までの距離	<input type="checkbox"/> 駅 km <input type="checkbox"/> バス停 km <input type="checkbox"/> 市役所 km <input type="checkbox"/> 病院 km <input type="checkbox"/> 消防署 km <input type="checkbox"/> 警察署 km <input type="checkbox"/> 保育園 km <input type="checkbox"/> 小学校 km <input type="checkbox"/> 中学校 km <input type="checkbox"/> 高校 km <input type="checkbox"/> 商店 km <input type="checkbox"/> コンビニ km <input type="checkbox"/> スーパー km <input type="checkbox"/> その他( km)		
※媒介業者に関する情報(市記入欄)			
媒介業者	住所	(〒 ー )	
	氏名	E-mail	
	電話番号	携帯電話	
特記事項			
相手方への要望			
契約状況	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他		
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	変更登録日	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	有効期日	年 月 日

(裏)

間取り図

空き家の位置図(目標のわかるところから記載してください。)

様式第3号(第4条関係)

高島市空き家紹介システム物件登録台帳

登録番号	売買・賃借の別	所有者氏名	住 所	連絡先	登録年月日	変更(抹消)年月日	※決定後記入 利用者氏名	※決定後記入 媒介業者名	備 考
1			〒						
2			〒						
3			〒						
4			〒						
5			〒						
6			〒						
7			〒						
8			〒						
9			〒						
10			〒						

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

高島市空き家紹介システム物件登録完了書

様

高島市長

高島市空き家紹介システム要綱第4条第4項の規定により、「高島市空き家紹介システム物件登録台帳」への登録が完了しましたので通知します。

登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

登録日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

有効期限 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（登録日から2年間）

※ 変更等が生じた場合、速やかに報告してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

高島市空き家紹介システム物件登録抹消通知書

様

高島市長

高島市空き家紹介システム要綱第6条第2項の規定により、「高島市空き家紹介システム物件登録台帳」の登録を抹消したので通知します。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

登録日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

登録抹消日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

抹消理由：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 高島市空き家紹介システム情報利用申込書

高島市長

高島市空き家紹介システム要綱の趣旨を理解し、下欄に掲げる全てに同意した上で同要綱第8条第1項の規定により空き家紹介システムの利用を申し込みます。

利 用 申 込 者	住 所	〒 —	
	氏 名	Ⓜ	
	年 齢	歳	
	電話番号	—	—
	FAX 番号	—	—
	E-mail	@	
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
利 用 区 分	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃貸		

## ■同意事項

- 1 高島市空き家紹介システム物件登録者と売買または貸借の交渉および契約を行うこととなった場合、高島市は一切関与しないことに同意します。
- 2 空き家に関する情報は、私自身が利用目的に沿って利用するものとし、他へは一切漏洩しないことに同意します。
- 3 空き家の情報提供は、高島市空き家紹介システム要綱に基づき協力事業者として登録のある宅地建物取引業者が行うことに同意します。  
また、本申込書に記載された情報は、高島市空き家紹介システム物件利用者登録台帳へ登録し、希望する空き家を担当する宅地建物取引業者および当該空き家の所有者に対し提供することに同意します。
- 4 高島市空き家紹介システム要綱に規定する事項を遵守することに同意します。
- 5 登録内容の変更や登録を取り消すときは、速やかに報告します。

変更報告申請年月日 年 月 日

登録抹消申請年月日 年 月 日

様式第7号（第8条関係）

誓 約 書

高島市長

私は、高島市空き家紹介システムの利用申し込みにあたり、高島市空き家紹介システム要綱（以下「要綱」という。）の趣旨を理解したうえで申し込みをします。

また、申込書の記載事項に偽りはなく、要綱第7条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、高島市空き家紹介システムを通じて得た情報については、私自身の利用目的にそって利用し、決して他の目的で使用することはありません。

年 月 日

住所

氏名

Ⓜ

様式第8号(第8条関係)

高島市空き家紹介システム情報利用者登録台帳

登録番号	売買・貸借の別	利用者氏名	住 所	連絡先	登録年月日	変更(抹消)年月日	備 考
1			〒				
2			〒				
3			〒				
4			〒				
5			〒				
6			〒				
7			〒				
8			〒				
9			〒				
10			〒				

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

高島市空き家紹介システム情報利用登録完了書

様

高島市長

高島市空き家紹介システム要綱第8条第3項の規定により、「高島市空き家紹介システム物件利用者登録台帳」への登録が完了しましたので通知します。

登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

登録日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

有効期限 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※ 変更等が生じた場合、速やかに報告してください。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

高島市空き家紹介システム情報利用登録抹消通知書

様

高島市長

高島市空き家紹介システム要綱第10条の規定により、「高島市空き家紹介システム  
物件利用者登録台帳」の利用登録を抹消したので通知いたします。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

登録日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

登録抹消日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

抹消理由：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録申込書

高島市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

高島市空き家紹介システム要綱の趣旨を理解し、同要綱第13条第2項の規定に基づき、下記の書類を添えて空き家紹介システム物件媒介業者の登録を申し込みます。

登録の区分 売買 ・ 賃貸借

添付書類

- (1) 宅地建物取引免許証の写し、
- (2) 法人にあつては商業登記簿謄本（写し）、個人企業にあつては代表者身分証明書（写し）または住民票（写し）
- (3) 納税証明書
- (4) 営業実績書

遵守事項

- (1) この制度で知り得た非公開情報については、第三者へ漏えいしません。
- (2) その他、疑義等が生じたときは市長と協議します。

注意事項

登録内容の変更や登録を取り消すときは、速やかに報告します。

様式第12号(第13条関係)

高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録台帳

登録番号	売買・賃借の別	媒介業者名	住 所	連絡先	登録年月日	変更(抹消)年月日	備 考
1			〒				
2			〒				
3			〒				
4			〒				
5			〒				
6			〒				
7			〒				
8			〒				
9			〒				
10			〒				

様式第13号（第13条関係）

年 月 日

高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録完了書

様

高島市長

高島市空き家紹介システム要綱第13条第3項の規定により、高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録台帳への登録が完了しましたので通知します。

登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

登録日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

有効期限 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※ 変更等が生じた場合、速やかに報告してください。

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

高島市空き家紹介システム物件媒介業者登録抹消通知書

様

高島市長

高島市空き家紹介システム要綱第15条の規定により、高島市空き家紹介システム物件媒介業者台帳の登録を抹消したので通知します。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

登録日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

登録抹消日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

抹消理由：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

高島市空き家紹介システム物件契約成立届出書

高島市長

（空き家登録者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（利用者）

登録番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（媒介業者）

登録番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

高島市空き家紹介システムに登録していた物件の契約が成立しましたので、高島市空き家紹介システム要綱第16条の規定により届け出ます。

記

※ 契約内容

1	空き家の所在地	滋賀県高島市 _____ 番地
2	契約種別	ア) 売買 イ) 貸借 ウ) その他 ( _____ )
3	契約金額	_____ 円
4	契約日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
5	売買に関する条件	_____ _____ _____ _____

※上記契約内容は、本制度運用の参考とするものであり、他への利用目的以外には使用しません。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第13条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第13条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第15号(第16条関係)